

## 伊丹市立幼保連携型認定こども園での預かり保育事業に係る保育料要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）における預かり保育事業に関し、保護者が負担する額について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「預かり保育事業」とは、こども園が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第10号の規定により、入所している園児（法第20条第1項の認定を受けた者で法第19条第1項第1号に該当するものに限る。）に対し、次の各号に掲げる保育を行うことをいう。

- (1) 学期中の日（伊丹市立幼保連携型認定こども園において通常の保育を行う日をいう。以下に同じ。）において、正午から午後4時30分まで又は午後1時45分から午後4時30分まで行う保育
- (2) 春季休業日（3月19日から4月9日までの日をいう。以下同じ。）、夏季休業日（7月21日から8月31日までの日をいう。以下同じ。）及び冬季休業日（12月26日から翌年1月7日までの日をいう。以下同じ。）において、午前8時40分から正午まで、午後1時から午後4時30分まで又は午前8時40分から午後4時30分まで行う保育

### (保育料)

第3条 預かり保育事業に係る保育料（以下「預かり保育料」という。）は、別表に定める額とする。

### (保育料の免除)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に該当する場合は、預かり保育料を免除する。

- (1) 入所している園児の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である世帯
- (2) 当該年度分（預かり保育を利用した月が4月から8月までの場合にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税の所得割を課されない世帯（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された世帯を含む。）又は入所している園児の保護者が子ども・子育て支援法施行令（平成16年6月13日号外政令第213号）第4条第1

項第4号に規定する養育里親等（以下「養育里親等」という。）である世帯

- 2 第1項における「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいい、「所得割の額」とは、同条に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。
- 3 第1項における「世帯」とは、入所している園児の保護者と生計を一にする消費経済上の一単位をいい、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯と認定することが適当であるときは、一世帯とみなす。ただし、当該世帯に入所している園児の扶養義務者以外の者がいるときは、その者を除くものとする。

#### （保育料の減額）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に該当する場合は、預かり保育料は当該各号に掲げる額を減額した額とする。

- (1) 当該年度分の市町村民税の所得割の額が、1円以上47,400円以下の世帯第3条で定める保育料の額に3分の2を乗じて得た額
  - (2) 当該年度分の市町村民税の所得割の額が、47,400円を超え58,200円以下の世帯第3条で定める保育料の額に2分の1を乗じて得た額
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、この条において準用する。
  - 3 第1項により計算した減額の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### （細則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表

| 区分                 | 時間                 | 保育料         |
|--------------------|--------------------|-------------|
| 学期中の日              | 正午から午後4時30分まで      | 1人につき900円   |
|                    | 午後1時45分から午後4時30分まで | 1人につき500円   |
| 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日 | 午前8時40分から正午まで      | 1人につき600円   |
|                    | 午後1時から午後4時30分まで    | 1人につき700円   |
|                    | 午前8時40分から午後4時30分まで | 1人につき1,500円 |

